

第三号議案

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年九月二十六日提出

大分県教育委員会教育長 山 田 雅 文

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

（学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正）

第一条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第三項中「の指定期間」を「に規定する指定期間」に改め、同条第六項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第八条の三第二項中「を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「につき」に、「第十九条第一項の規定による部分休業」を「第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）」に、「の育児時間」を「に規定する育児時間（以下「育児時間」という。）」に、「の規定による子育て部分休暇」を「に規定する子育て部分休暇（次条第一項第一号に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に係るものに限る。以下「第一号子育て部分休暇」という。）」に、「当該第一号子育て部分休業」を「当該第一号子育て部分休業」に改める。

第八条の四を次のように改める。

（子育て部分休暇）

第八条の四 条例第十一条の四第二項の任命権者が定める時間は、次に掲げる時間とする。

一 一日につき二時間（第一号部分休業、育児時間又は条例第十一条の三第一項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該第一号部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を

減じた時間)

二 一年につき、非常勤職員以外の職員にあつては七十七時間三十分、非常勤職員にあつては当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

2 第一号子育て部分休暇の単位は、三十分とする。

3 第一項第二号に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に係る条例第十条の四第一項に規定する子育て部分休暇（以下「第二号子育て部分休暇」という。）の単位は、一時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数とする。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて必要と認められるとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号子育て部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて必要と認められるとき 当該残時間数

（大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正）

第二条 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある」を「全ての」に改める。

（大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正）

第三条 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の六の項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同項の休暇の期間の欄を次のように改める。

任用期間において次に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

一 一日につき二時間

二 一年につき七十七時間三十分

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。

（学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則第八条の四第一項の規定の適用については、同項第二号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、「十を」とあるのは「五を」とする。

（大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

3 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における第三条の規定による改正後の大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則別表第二の六の項の規定の適用については、同項中「七十七時間三十分」とあるのは、「三十八時間四十五分」とする。

提案理由

職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、子育て部分休暇の取得が認められる時間の拡大等を行いたいで提案する。

○ 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第一条～第八条（略） （介護休暇） 第八条の二（略） 2（略） 3 条例第十一条の二第二項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）として指定することを希望する期間は、一回につき二週間を下回らないものとする。 4・5（略） 6 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ 四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第八条の三（略） 2 条例第十一条の三第二項の任命権者が定める時間は、一日につき 時間（育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）、職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）第二十五条第二	第一条～第八条（略） （介護休暇） 第八条の二（略） 2（略） 3 条例第十一条の二第二項の指定期間（以下「指定期間」という。）として指定することを希望する期間は、一回につき二週間を下回らないものとする。 4・5（略） 6 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第八条の三（略） 2 条例第十一条の三第二項の任命権者が定める時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業 、職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）第二十五条第二

項に規定する育児時間（以下「育児時間」という。）又は条例
 第十一条の四第一項の規定による子育て部分休暇
 一号に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に
 係るものに限る。以下「第一号子育て部分休暇」という。）の
 承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間
 から当該第一号部分休業、当該育児時間又は当該第一号子育て
 部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）とす
 る。

3 (略)

(子育て部分休暇)

第八条の四 条例第十一条の四第二項の任命権者が定める時間
 は、次に掲げる時間とする。

一 一日につき二時間（第一号部分休業、育児時間又は条例第
 十一条の三第一項に規定する介護時間の承認を受けて勤務し
 ない時間がある日については、当該二時間から当該第一号部
 分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務
 しない時間を減じた時間）

二 一年につき、非常勤職員以外の職員にあつては七十七時間
 三十分、非常勤職員にあつては当該非常勤職員の勤務日一日
 当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

2 第一号子育て部分休暇の単位は、三十分とする。

3 第一項第二号に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認めら
 れる時間に係る条例第十一条の四第一項に規定する子育て部分
 休暇（以下「第二号子育て部分休暇」という。）の単位は、一
 時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それ
 ぞれ当該各号に定める時間数とする。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間

項の育児時間
 又は条例
 第十一条の四第一項の規定による子育て部分休暇

の
 承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間
 から当該部分休業、当該育児時間又は当該子育て部分休
 暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）とす
 る。

3 (略)

(子育て部分休暇)

第八条の四 条例第十一条の四第二項の任命権者が定める時間
 は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで
 連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分
 休業、育児休業条例第二十五条第二項の育児時間又は条例第十
 一条の三第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しな
 い時間がある日については、当該二時間から当該部分休業、当
 該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を
 減じた時間）とする。

2 子育て部分休暇の単位は、三十分とする。

がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて必要と認められるとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号子育て部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて必要と認められるとき 当該残時間数

第九条～第十一条の二 (略)

第九条～第十一条の二 (略)

○ 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一条～第二十六条（略） （育児休業及び部分休業） 第二十七条（略） 2（略） 3 育児休業条例第二十四条第二号の任命権者が定める非常勤職員は、 全ての 会計年度任用職員とする。 第二十八条～第三十五条（略） 別表第一～別表第三（略）	第一条～第二十六条（略） （育児休業及び部分休業） 第二十七条（略） 2（略） 3 育児休業条例第二十四条第二号の任命権者が定める非常勤職員は、 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある 会計年度任用職員とする。 第二十八条～第三十五条（略） 別表第一～別表第三（略）

改正案

第一条～第十八条（略）

第一条～第十八条（略）

現行

別表第一
(略)別表第一
(略)

別表第二（第十条関係）

別表第二（第十条関係）

–30–

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の
一部改正について（議案概要）

1 改正を行う規則

- （１）学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和３２年大分県教育委員会規則第３号）
- （２）大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和２年大分県教育委員会規則第７号）
- （３）大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和２年大分県教育委員会規則第８号）

2 改正理由

職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、子育て部分休暇の取得が認められる時間の拡大等を行いたいので提案する。

3 改正内容

- （１）学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則
 - ア 介護休暇及び介護時間（第８条の２及び第８条の３関係）
勤務時間の途中においても取得できるように、取得の始期及び終期の制限を撤廃
 - イ 子育て部分休暇（第８条の４関係）
 - （ア）勤務時間の途中においても取得できるように、取得の始期及び終期の制限を撤廃
 - （イ）１年につき１０日以内を上限とする新たな取得パターンの追加
- （２）大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則
部分休業の取得対象者の拡大（第２７条関係）
- （３）大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則
子育て部分休暇について、１年につき１０日以内を上限とする新たな取得パターンの追加（別表第２関係）

4 施行期日

令和７年１０月１日

【第3号議案 補足資料】 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について

1. 改正の背景

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正(R7.10.1施行)にともなう本県条例(学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例)の一部改正により、部分休業及び子育て部分休暇の拡充等が行われることを受けて、関係規則を改正するもの。

2 改正による制度の主な変更点(※太枠で囲った部分が変更箇所)

【現行制度】

制度名	対象	取得時間	給与
部分休業	小学校就学前の子を 養育する職員 (正規・臨時・会計年度)	1日2時間を超えない範囲内で30分単位で取得可能 (勤務時間の始め又は終わりに取得)	無給
子育て部分休暇	小学校1年～3年の子を 養育する職員 (正規・臨時)	例：	

【改正後の制度】

①取得の始期・終期の制限撤廃 【第1号部分休業・第1号子育て部分休暇】	②取得パターンの追加 【第2号部分休業・第2号子育て部分休暇】	③年度内変更の制限
○正規の勤務時間の「始め又は終わりに」の制限を撤廃 (勤務時間の途中で取得可能になる) 例： ↓	○10日以内の取得が可能 1日の勤務時間×10日以内で1時間単位で取得可能 例)正規職員の場合 77時間30分(7時間45分×10日)以内	○年度途中でのパターンの変更は原則不可 4月1日から翌3月31日までの間で「1日で2時間以内」か「1年で10日以内」を選択して取得する。 ※年度内の変更が認められる事例 ・配偶者が負傷又は疾病により入院 ・配偶者との別居 等

3 その他の変更点

- ・「介護休暇」及び「介護時間」について、勤務時間の途中においても取得できるよう、取得の始期及び終期の制限を撤廃
- ・「大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則」に定める部分休業の取得対象者を全ての会計年度任用職員に拡大
- ・「大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則」の子育て部分休暇について、1年につき10日以内を上限とする新たな取得パターンの追加